

国土交通省告示第千七百七十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十八条の二第二号の規定に基づき、石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定める石綿等をあらかじめ添加した建築材料を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

石綿等をあらかじめ添加した建築材料で石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものを定める件

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十八条の二第二号に規定する石綿等を飛散又は発散させるおそれがないものとして国土交通大臣が定める石綿等をあらかじめ添加した建築材料は、次に掲げるもの以外の石綿をあらかじめ添加した建築材料とする。

一 吹付け石綿

二 吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の〇・一パーセントを超えるも

の

附 則

この告示は、石綿による健康等に係る被害を防止するための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十八年十月一日）から施行する。